

## 平成25年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成25年3月4日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（道路舗装の穴による事故に係る損害賠償）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度本巢市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第7 議案第1号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第2号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 議案第7号 本巢市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第14 議案第8号 本巢市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第26 議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について
- 日程第27 議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
- 日程第28 議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について



教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	川 村 登志幸
企 画 部 長	石 川 博 紀	市 民 環 境 部 長	山 田 敏 晴
健 康 福 祉 部 長	林 正 男	産 業 建 設 部 長	大 熊 秀 敏
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	奈 良 村 竜 生	上 下 水 道 部 長	杉 山 敏 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 卓 郎	会 計 管 理 者	古 田 浩

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	五 井 淳 人		

---

---

### 開会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまから平成25年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 江崎達己君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間とし、3月5日、7日から13日、16日から25日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間とし、3月5日、7日から13日、16日から25日までを休会とすることに決定をしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告をさせていただきます。

2月1日、海津市において、第269回岐阜県市議会議長会議が開催され、高田副議長と出席しましたので、報告をいたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。

第1号議案 シルバー人材センターの支援拡充を求める要望については関市から、第2号議案 小水力発電の普及推進については中津川市から、第3号議案 国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める要望については羽島市から、第4号議案 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める要望については飛弾市からそれぞれ提案があり、全て原案

のとおり採択されました。

続いて、平成25年度市議会議長会負担金について、平成25年度議長会会計予算について、平成25年度慶弔基金の拠出について、平成25年度慶弔基金会計予算について、それぞれ提案説明があり、全て原案のとおり承認をされました。

最後に、次期開催市を岐阜市に決定し、閉会しました。

次に、2月5日、東京都千代田区都市センターホテルにおいて、市議会議員共済会第105回代議員会が開催されました。

初めに、事務報告として平成24年度上半期の経理状況の報告があり、その後、議案の審議に入りました。議案は平成25年度事業計画及び予算についての1議案で、審議の結果、原案のとおり承認されました。

次に、2月27日、本巢消防本部において、平成25年第1回本巢消防事務組合議会定例会が会期を1日として開催されました。

議案は、平成25年度本巢消防事務組合分賦金についてと平成25年度本巢消防事務組合一般会計予算についての2件で、それぞれ管理者から提案説明があり、審議の結果、両議案ともに原案のとおり可決されました。

以上、報告をいたします。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。

以上で報告を終わります。

続きまして、議会だより編集特別委員会の報告を委員長に求めます。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をします。

議会だより第37号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。掲載内容につきましては、平成24年第5回定例会が主なものとなっております。表紙には、雪景色の中を走行する樽見鉄道を掲載しました。2ページからは、議員活動日誌、一般質問、議決された議案、委員会報告、審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、最終ページには、原発と子どもたちの未来を考える会・ぎふの活動について掲載しました。

今回は、平成24年12月19日、25日、平成25年1月8日、15日の計4回、委員会を開催しました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、平成25年5月1日発行を予定しております。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

11番 村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

もとす広域連合議会から報告をいたします。

初めに、平成24年第4回もとす広域連合議会臨時会が平成24年12月25日、会期を1日として、本巢市役所本庁舎3階議場で開催されましたので報告をいたします。

臨時会に提出された議案は、議案第1号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例と、議案第2号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案でした。

議案第1号は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係条例の一部改正を行うものであり、議案第2号は、人事院勧告に伴い職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、2議案ともに可決されました。

次に、平成25年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月13日から21日までの9日間の会期で、本巢市役所本庁舎3階議場において開催されましたので報告します。

定例会に提出された議案は、連合長提案が条例の制定3件、条例の一部改正2件、平成24年度補正予算3件、平成25年度当初予算3件で、議員提案が議会委員会条例の一部改正と議会会議規則の一部改正の2件であり、計13件でありました。

条例の制定のうち、もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例と、もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例については、介護保険法の一部が改正されたことに伴い条例を制定するものであり、もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例は、幼児療育センターを児童福祉法に基づく発達支援事業として位置づけるため条例を制定するものであり、3議案とも可決されました。

条例の一部改正のもとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、健康管理医及び会計事務嘱託員を新たに非常勤の特別職職員として設置するものであり、もとす広域連合障害程度区分認定審査会設置条例の一部を改正する条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い条例の改正を行うものであり、2議案とも可決されました。

次に、平成24年度一般会計のほか、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算の3件についてそれぞれ提案説明があり、関係する常任委員会で審議された後、全て可決されました。

続いて、平成25年度の当初予算3件については、一般会計4億5,719万1,000円、介護保険特別会計60億7,085万6,000円、老人福祉施設特別会計9億690万円の予算額となるもので、それぞれの内容について提案説明があり、関係する常任委員会で審議された後、全て可決されました。

次に、議員提案の議会委員会条例の一部改正と議会会議規則の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う改正であり、両議案とも可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

なお、会議資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。

以上、報告を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

次に、市長から行政報告及び所信表明をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、初めに行政報告を申し上げます。

今年度、策定いたしました人・農地プランにつきまして、その概要を御報告申し上げます。

現在、農業の現場では、高齢化する農業従事者、後継者の不足などにより、耕作放棄地が増加するなど、農地を十分に耕作・管理できない状況が起きています。持続可能な力強い農業を実現するためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要がございます。こうした問題に取り組むため、市内の各地域ごとに関係者に十分な話し合いを行っていただき、人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランを真正地域、糸貫地域、本巢南部地域、本巢北部地域並びに根尾地域の5つの地域を単位といたしまして、策定いたしましたところでございます。

この人・農地プランは、農地所有者が農業をやりたい人に農地を貸すことを支援するといったことが大きな特徴でございます。10年以上貸すことを条件に、貸し手に対しまして農地集積協力金として、貸し付け面積に応じまして30万円から70万円の経営転換協力金を交付するものでございます。こうした取り組みによりまして、認定農業者への農地の流動化が今まで以上に進むものと期待しているところでございます。

次に、同じく今年度策定をいたしました健康増進計画につきまして、その概要を御報告申し上げます。

近年の急速な高齢化の進展により、医療や介護に係る負担が年々増加している中、活力ある社会を実現するためには、生活習慣病を予防し、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上させる健康づくりの推進が重要でございます。

国では、21世紀における国民健康づくり運動として、平成12年度から平成24年度までの12年間、健康づくりを展開してきましたが、この計画が24年度末で終了となりますことから、平成25年度から10年後を見据えた新たな方向性が打ち出されました。この方針では、生活習慣病の発症予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状の進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進することで、社会保障を持続可能なものにしていくこととされております。

本市におきましても、国の21世紀における国民健康づくり運動の基本方針に基づき、これまでの取り組みの評価及び新たな健康課題などを検証し、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画として、市健康づくり推進協議会において審議いただき、第2次本巢市健康増進計画を策定したところでございます。

次に、本巢保育園、糸貫西幼児園、糸貫東幼児園及び子どもセンターの整備の状況につきまして、御報告を申し上げます。

まず、昨年の1月から工事に着手しておりました本巢保育園と本巢西保育園の統合園舎につきましては、先月末に完成をいたしました。今月7日に竣工式と内覧会を行う予定でございます。両保育園の今年度の卒園式及び終了式につきましては、ぜひ思い出の多く詰まった保育園という保護者の皆様の御意向によりまして、それぞれの保育園におきまして22日と26日に行う予定であります。その後、引っ越し作業を終え、4月から新園舎での保育を始めてまいります。

次に、糸貫西幼児園についてでございますが、昨年の6月から工事に着手し、こちらも2月末に完成をいたしました。12日に竣工式と内覧会を行った後、17日までに引っ越し作業を終え、18日から新園舎での保育を始める予定であります。糸貫西幼児園につきましては、糸貫東幼児園の整備の関係から、新園舎におきまして今年度の卒園式及び終了式を22日と26日に行う予定となっております。糸貫東幼児園につきましては、平成25年度末の完成を目途に整備を進めてまいります。この整備に当たりましては、御不便をおかけいたしますが、工期を確保する必要から、引っ越しを終えました旧糸貫西幼児園の園舎を仮の園舎として利用するため引っ越しを行っていただき、3月28日から新たな場所で保育を始める予定であります。

子どもセンターにつきましては、糸貫西幼児園と同じく12日に竣工式と内覧会を行う予定でございます。なお、新施設での業務は、4月1日から開始する予定となっております。

次に、平成25年第1回西濃環境整備組合議会定例会が2月19日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、平成24年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第1号）について、平成25年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について、並びに平成25年度西濃環境整備組合一般会計予算についての3件でございます。

平成24年度補正予算につきましては、歳出として最終処分場に係る公有財産購入費2,573万2,000円の増額と実施設計業務の入札差金によります委託料1,448万8,000円の減額及び処分量の減に伴います残灰最終処分委託料248万円の減額などであり、歳入はごみ処理施設建設補助金1,154万9,000円の増額と前年度繰越金278万5,000円の減額でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ876万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2,198万9,000円とするものでございます。

次に、平成25年度組合経費の分賦金額及び分賦方法につきましては、ごみ処理関係分賦金10億8,294万4,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,387万7,000円の合計11億1,682万1,000円を構成市町の搬入量割、人口割、均等割により、各市町の負担割合を定めるものでございまして、平成25年度の本巢市の負担額は全体の13.94%、1億5,572万9,000円でございます。

次に、平成25年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億6,340万3,000円でございます。施設建設費の大幅な増額によりまして、前年度対比56.2%、8億5,017万8,000円の増となっております。



歳入におきましては、市町分賦金11億1,682万1,000円、ごみ処理手数料2億4,005万7,000円、ごみ処理施設建設に係る国庫補助金2億9,446万4,000円、財政調整基金及び施設整備基金からの基金繰入金6億6,833万1,000円が主なものでございます。また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費3億8,192万6,000円、溶融炉等の定期修繕に伴う工事請負費2億2,857万円、最終処分場の施設建設費9億3,808万9,000円及び一般廃棄物処理事業債の償還金及び利子2億7,376万3,000円が主なものでございます。

提出されました3議案は、いずれも原案のとおり可決されましたので、御報告をいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、所信表明を申し上げさせていただきます。

平成25年第1回本巢市議会定例会の開会に当たり、新年度予算を初め、提出議案の御審議をお願い申し上げるに先立ちまして、新年度における施策の大綱と私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただきます、議員各位並びに市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まず初めに、市政の推進に当たり、私が基本とする姿勢につきまして申し上げます。

私は、議員各位並びに市民の皆様の御支援をいただき、市政を担わせていただいておりますが、新年度におきましても、市民の皆様の声をよく聞き、さらなる進化を目指して、引き続き対話重視、現場主義、市民目線を市政運営の基本姿勢に、3つの基本方針と重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、元気で笑顔あふれる本巢市づくりを推進してまいりたいと考えております。

また新年度は、旧3町1村が合併して10年目という年になります。この10年間の歩みを踏まえ、次の10年のさらなる飛躍に向けた出発の年にしていきたいと思っております。これからも助け合いの心と人のぬくもりにあふれた本巢市を守り、本巢市に住んでよかったと感じていただけるまちづくりに向け、市政を推進してまいりたいと考えております。

それでは、平成25年度予算の編成に当たり、市政を取り巻く国内情勢などにつきまして御報告申し上げます。

近年の我が国は、世界に例を見ない超少子・高齢化が進行する中で、東日本大震災と福島第一原発事故という自然災害史上最大の被害に見舞われたのを初め、長期間デフレ状況から抜け出せない経済の状況、正規雇用率の低下など年々厳しさが増す雇用の状況、決めない、決められないという国民目線から乖離した国の政治の状況、国の予算収入の数十倍もの国債残高を抱え、破綻に近い国の財政の状況、さらに近隣諸国との領土問題をめぐるトラブルの発生などにより、国民が閉塞感を感じるような国内の状況が続いており、こうした国の内外からの国難ともいえるべき状況から抜け出す取り組みが、喫緊の課題となっております。

こうした中、昨年末に衆議院議員選挙が行われ、その結果、政権交代がありました。政権交代後、国はこうした課題への取り組みとして経済の再生を最優先課題に掲げ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢によって景気の立て直しに取り組むとされております。これらの政策が功を奏し、地域経済にとっても明るい展望が開け、国民皆が実感できる経

済の再生にさせていただくとともに、日本の再生にもつながっていくことを切に願っているところでございます。

私ども地方自治体におきましても、こうした国の取り組みと連携し、地域経済活性化対策や雇用対策、防災・減災対策、東日本大震災からの復旧・復興の支援など取り組んでまいりたいと考えております。

また、国において、超少子・高齢化社会を見据え、増大する社会福祉経費へ対応するための社会保障と税の一体改革の議論が今後本格化してまいりますが、地方自治体の行財政運営に大きな影響があることから、その議論の行方にも注視してまいりたいと考えております。

一方、国と地方との間には、新たな課題が出ております。国は、今年度までは、地方公共団体へ交付する交付税総額を毎年増加させるとともに、用途を地方に任せる一括交付金化を推進し、地方の自立を促進する方向にありましたが、新年度では、一括交付金化の廃止や、地方財政計画では、震災復興財源という名のもとに、地方公務員の給与を削減するため地方公共団体の財源である地方交付税の削減という地方分権や地方の自立への取り組みが停滞しかねない動きが起きております。

特に、給与の削減は、地方公共団体においては、これまで行財政改革に努め、国を上回る総人件費・人員削減を行い、大半の地方自治体は、これまでも国の給与を下回る状態にありました。こうした状況を適正に反映させない給与の削減は大変理解に苦しむところであり、今後、全国市長会、県市長会などとの議論を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、こうした社会情勢を踏まえた新年度予算の取り組み方針につきまして、御説明を申し上げます。

まず初めに、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来財源の確保が厳しい中で、本市では、これまで行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画を着実に推進いたしますとともに、歳出削減の積極的な取り組みや、安定した市税収入を確保することなどに努めてまいりました。その結果、財政の健全化判断比率においても国が示す基準以下となっており、現段階では健全性は保たれている状況でございます。

しかしながら、今後の財政見通しでは今後とも厳しい社会経済状況が続くと予想されることから、市税の大幅な増収を見込めないことに加え、合併特例で交付されている普通交付税が平成31年度には一本算定となり、臨時財政対策債と合わせたいわゆる広義の交付税の額が約18億円減少するなど大幅な減額となり、市が自由に使える一般財源の減少で厳しい財政状況となる見込みでございます。

一方、歳出は、ますます進行する少子・高齢化により、医療や介護などに要する社会保障関係経費の大幅な増加を初め、老朽化する施設の維持管理費や公債費の増加が見込まれております。歳入は減少し歳出は増加するという財政状況の見通しであり、将来の財政運営は厳しいものになる見込みでございます。

このように財政環境の先行きの見通しが厳しく、また難しい状況にあることから、将来にわたり財政の健全性を維持していくためには、今から交付税の一本算定による収入を見据えた歳出規模、財政構造にしていくことが必要であり、今後も引き続き行財政改革を推し進め、行政運営の原則で

ある最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営に努め、経常経費を削減するなど財政の健全性の維持を目指してまいりたいと考えております。

新年度予算におきましては、こうした本市の将来の厳しい財政環境も踏まえながら、当面する市の課題である市民の安全・安心のための防災対策を初め、3月補正予算で前倒して実施する建設事業に加え、さらに事業費を増額して取り組む景気・雇用対策や教育・子育て支援を充実、強化するために、小・中学校と保育園等の整備を行うこととしたため、新年度の一般会計予算の総額は、ほぼ前年度並みの154億2,000万円となっております。

それでは、平成25年度予算の主な施策につきまして、元気で笑顔あふれる本巣市づくりの3つの基本方針と重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、順次御説明を申し上げます。

初めに、「産業を育て元気なまちにする」ことについてでございます。

新たな企業誘致、観光の振興、特産品の開発などを推進し、元気なまちづくりを進めるものでございます。

まず、産業活動支援につきましては、将来に向けて活力ある元気な本巣市を築くためには、産業の創出や雇用の場の確保が欠かせません。東海環状自動車道のインターチェンジ整備という立地条件を生かし、屋井工場団地への新たな企業誘致を引き続き進めてまいりますとともに、今年度から操業を開始しました企業に対しまして、新年度より誘致奨励金の交付を始めてまいります。

また、市内の全域に企業を誘致するため、新たに優遇措置の拡大を図ってまいりますほか、新年度も引き続き本巣市商工会と連携し、本巣市の特性を生かした新たな特産品開発を支援してまいります。

景気・雇用対策につきましては、道路新設改良、道路舗装新設、用悪水路の整備などに加え、新年度も引き続き幼稚園、小・中学校の整備など普通建設事業費を予算計上し、景気対策予算の重点配分に努めたところでございます。

農業の振興につきましては、安全・安心で競争力のある農作物づくりを支援するため、新年度も農業者組織などが高性能機械を導入する経費に対し支援を行ってまいります。また、今年度策定した人・農地プランに位置づけられた園芸品目での新規就農者に対し、農地を貸与した所有者に対し、新たに就農支援協力金を交付するほか、引き続き新規就農者に対する支援の補助金を交付するなど新規就農を促進してまいります。

林業振興につきましては、引き続き沿道修景事業、間伐事業、基幹林道の整備を進めてまいりますとともに、森林・環境税を活用した市有林の整備を行ってまいります。また、新たに森林セラピーへの活用を目的とした、うすずみ温泉の周遊歩道の整備を行ってまいります。

観光振興につきましては、引き続き淡墨公園の整備を進めてまいりますほか、これからの観光は近隣地域との連携による観光振興が必要であることから、隣接4市町で構成しております西美濃夢源回廊協議会の活動を通じ、広域観光の振興に努めてまいります。さらに、本市の真の魅力を向上させ、より多くの方に訪れていただけるような仕組みづくりを行うため、魅力最大化誘客促進事業を行ってまいります。

また、今年度多くの市民の皆様の参加・協力により誕生しました公式マスコットキャラクター「もとまる」を観光宣伝を初め、各種の行事、イベントに活用することで、本市のイメージアップを図ってまいります。

過疎対策につきましては、人口減少が顕著になっております市北部地域への移住・定住対策を促進するため、今年度から設置しました地域おこし協力隊員の活動の充実・強化を図ってまいりまるとともに、移住、定住に係る市の施策などの情報を盛り込んだパンフレットを新たに作成し、県の内外でのPR活動に活用してまいります。また、引き続き田舎暮らし体験ツアー事業を実施するなど、市北部地域の魅力の情報発信に努めてまいります。

協働の推進につきましては、新たな協働の取り組みとして、大塚古墳公園の整備を行うに当たり、地元の自治会や岐阜高専の皆さんと連携し、計画の段階から一緒に整備を考えていく取り組みを行ってまいりますほか、引き続きまちづくりパートナー制度に基づく協働事業の実施やボランティア活動市民表彰を行ってまいります。

次に、「安心して子どもを産み育てられるまちにする」ことについてでございます。

地域の中で安心して子どもを産み育てられ、心身ともに健やかに成長できるようなまちづくりをしていくものでございます。

まず、子育て支援につきましては、子ども・子育て支援法に基づく計画を策定するため、新たに子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査事業に着手いたします。

また、今年度完成いたしました本巢保育園、糸貫西幼稚園、子どもセンターに引き続き、糸貫東幼稚園の建設工事に着手いたしますほか、神海保育園のプール改修を初め、保育園・幼稚園のトイレの改修、バスの購入など施設整備を行ってまいります。

さらに、小・中学校におきまして既に導入し、成果を上げております保護者向けメール配信システムを幼稚園及び保育園にも新たに導入し、保護者との情報を共有するとともに、緊急連絡の手段として活用してまいります。

また、県からの権限移譲を受け、新たに未熟児対策として未熟児訪問事業と養育医療助成事業を行ってまいりますほか、新年度より定期予防接種項目とされる子宮頸がんワクチン接種、ヒブワクチン予防接種、小児肺炎球菌ワクチン接種などを引き続き実施し、子育て環境の充実に努めてまいります。

健康対策につきましては、検診事業として一般検診や節目検診に加え大腸がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診などのがん検診を引き続き実施し、疾病の予防及び早期発見、早期治療に努めてまいります。また、安心して出産ができるよう妊婦健康診査事業に引き続き助成をしてまいります。

次に、「高齢者、障害者にやさしいまちにする」ことについてでございます。

高齢者や障害者が、地域の中で安心して元気で暮らせるようなまちづくりをしていくものでございます。

まず、高齢者対策につきましては、従来の福祉協力員による地域見守り活動事業をより強化する

ために、新たに日々訪問を主としております事業所などに御協力いただき、地域見守りネットワークを構築し、高齢者の異常等の早期発見と通報体制の強化を図ってまいります。また、70歳以上の独居世帯等を対象に配付いたしました救急医療情報キットを、新年度では配付対象年齢を65歳以上に引き下げ、安全・安心の確保に努めてまいります。

障害者対策につきましては、引き続き相談員の配置や介護・訓練などの支援を行ってまいりますほか、県からの権限移譲を受け、新たに18歳未満の障害もしくは疾病のある児童を対象に、手術等治療に要する医療費の一部を負担する自立支援医療費支給事業を行うなど、障害者の皆さんの自立支援を強化してまいります。

次に、「安全・安心なまちにする」ことについてでございます。

防災・減災対策を強化することで、地震等の災害に対し強いまちづくりをしていくものでございます。

まず、自助・共助の仕組みを強化するため、自治会単位に設置されております自主防災組織に対し、引き続き防災資機材を購入する経費に対し助成金を交付してまいりますほか、今年度、各小・中学校に整備いたしました防災倉庫に、災害発生時の初期段階において必要となる物資等を購入し、一定量備蓄保管してまいります。

また、災害発生時に速やかに職員が参集して災害対応を行えるようにするため、従来の電話による伝達方法から、新たにメールの一斉配信による伝達方法に変更するほか、既に携帯電話会社のドコモ、au、ソフトバンクよりエリアメールとして災害・避難情報の提供が行われておりますが、この情報も職員等に一括同時配信することにより、情報の共有化を図り、迅速な災害対応に生かしてまいります。

また、防災力を強化するため、新たに本県地域の防災行政無線を現在のアナログ方式からデジタル方式へ切りかえ、市内全域をデジタル化することで一元的な同報系無線の運用を進めてまいりますほか、防災に対する知識、技能を備えた防災士を育成するため、新たに職員と消防団員に資格を取得させ、地域の防災力の強化を図ってまいります。

耐震化への取り組みにつきましては、災害時に避難場所としての機能を担っている公民館などの耐震改修工事への助成や、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事への助成などを引き続き行ってまいりますほか、市の公共施設で耐震診断の結果、危険とされた中野会館の建てかえや、屋井教育集会所の耐震改修工事を行ってまいります。

次に、「利便性の高いまちにする」ことについてでございます。

豊かな自然と調和し、快適で利便性の高いまちづくりを目指し、道路網の整備や上下水道の整備などの生活環境基盤の整備、公共交通機関の充実などを進めていくものでございます。

まず、本市の利便性の向上に大きく貢献する東海環状自動車道西回りルートにつきましては、平成32年度末の全線開通に向け整備が進められております。昨年の11月には、お隣の大野神戸インターチェンジの着工式も行われ工事が進んでおりまして、整備の足音がいよいよ本市に近づいてきている状況でございます。本市におきましては、昨年来、用地幅ぐいの設置や用地測量が行われてい

るところでございます。新年度には用地買収が始まるのではと期待をいたしております。今後とも関係市町と連携し、パーキングエリア等も含め早期に整備していただくよう要望活動に努めてまいります。

また、市民の皆様からの要望の強い道路整備につきましては、集落間をつなぐ道路や通学路など市民生活に密着した道路の整備を初め、東海環状自動車道へのアクセス道路や市の幹線道路である西部連絡道路の歩道整備を引き続き進めてまいります。

また、高齢化社会を迎え、重要性が増しております公共交通につきましては、市営バスのさらなる利便性の向上に努めてまいりますほか、新年度におきましても沿線市町と協調し、樽見鉄道への支援や市内を走る岐阜バス路線で赤字運航となっている路線に対する支援を引き続き行い、市民の皆様への交通手段の確保に努めてまいります。

地球温暖化対策といたしましては、再生可能エネルギーの活用を普及させるため、引き続き住宅用太陽光発電システム設置に対し助成をしております。また、市で新たに整備する施設には太陽光発電システムを設置するとともに、既存施設等でも整備できる場合は、民間の活用も含め取り組んでまいります。

上下水道の整備につきましては、本巣地域におきまして、引き続き公共下水道の整備を行ってまいりますほか、災害に対応するため耐震性の高い水道管への布設がえを進めてまいります。また、市内に点在する水道施設を適正に管理するため、一括監視のできる遠隔監視システムを引き続き整備してまいります。

次に、「元気なまちの担い手となる人材育成」についてでございます。

生涯にわたり学べる環境づくりを進めることで、元気なまちの担い手となる人材の育成を推進していくものでございます。

まず、教育環境の整備につきましては、地震に対応できる学校施設とするため、小・中学校の天井材や外装材といった非構造部材の耐震化工事を行ってまいりますほか、新たに小・中学校の全教室へエアコンを設置するための調査設計費を計上し、小・中学校の暑さ対策を進めてまいります。

また、小・中学校のパソコン教室等の機能を強化するため、新たにパソコン等情報機器を整備するほか、学習支援のため既に導入しております電子黒板の増台やデジタルテレビへの更新などを行ってまいります。

また、学習支援、教育相談などきめ細やかな指導を行うため、新年度も非常勤教育講師を増員し、各学校の実態に応じ配置してまいりますほか、いじめの未然防止や不登校対策を図るため、新たに小・中学校の全児童・生徒を対象に学級満足度調査を実施してまいります。

生涯学習などの支援といたしましては、活動の場となります施設を利用しやすい施設にするため、新たに糸貫公民館図書室の改修、本巣公民館の屋上防水工事、市民文化ホールの施設改修などのほか、貴重な文化遺産である地震断層観察館の映像装置の改修を行ってまいります。

また、子どもの読書活動を推進するため、新たに子どもの読書活動推進計画を策定いたしますほか、専門知識を持つ地域の方に、放課後などに小・中学生に対し学習支援などのボランティア活動

を行っていただく学力向上サポート事業を新たに行ってまいります。

また、児童・生徒のスポーツ活動などを促進するため、スポーツ少年団活動補助金や中学校部活動補助金を増額してまいりますほか、今年度をもって終了いたしました大野橋駅伝競走大会にかわり、新たに本巢市ジョギング大会を開催してまいります。

また、本巢市にあります淡墨桜を初めとする貴重な文化財を次世代に継承するため、市民の皆様にも広く知っていただき、文化財への認識を高め、ふるさと再発見にもなるふるさと学習ロマンプロジェクト事業を実施してまいりますほか、新たに船来山古墳群の価値の解明などのため詳細分布調査事業を実施してまいります。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と平成25年度予算案の概要について申し上げさせていただきましたが、初めに申し上げましたように、超少子・高齢化社会を迎え、国の活力を失いかけている我が国にあって、私ども地方公共団体も経済の活性化、防災対策の強化、医療・福祉の充実など、全力で取り組んでいかなければならない課題が山積しております。こうした課題の解決に当たっては、少子・高齢化と人口減少が進行する我が国の現状の中では、行政だけでなく地域住民、企業の皆様にも参加いただき、市民、企業、行政の参加と協働による取り組みが必要であります。

新年度の予算においてもこうした取り組みを推進する施策を提案させていただいておりますが、今後も、議会の皆様を初め、市民の皆様の御支援、御協力、また参加もいただき、参加と協働により知恵を結集し、このまちに住んでよかったと感じていただけるまちづくりに向け、努力してまいります所存でございます。

議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）及び日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（道路舗装の穴による事故に係る損害賠償）を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

平成24年11月7日の公用車による事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を4万1,000円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、これを報告するもの

でございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第2号 専決処分の報告について（道路舗装の穴による事故に係る損害賠償）でございます。

平成24年12月22日に本巢市道真正1001号線海老地内において発生した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を1万2,000円と決定し、和解する専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、報告第1号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をいたします。

公用車の事故に係る損害賠償でございます。

事故の概要につきましては、平成24年11月7日、午前8時45分ごろでございますが、市職員の運転する公用車が政田地内の信号のない交差点におきまして、直進進行中に左側より走行してきた相手方の車両と衝突したという事故でございます。

事故の相手方は、市内政田の459番地2、高田正男さんでございます。

損害賠償金の金額といたしまして4万1,000円。この賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、報告第2号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告について（道路舗装の穴による事故に係る損害賠償）について、補足説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお開きください。

まず、相手方でございますが、大垣市に在住の杉本浩一氏でございます。

事故の概要でございますが、平成24年12月22日、午前7時半ころ、本巢市市道真正1001号線、根



尾川堤防道路でございますが、こちらを北上中、路肩のアスファルトの一部が欠け、穴になっているところにタイヤを落とされ、左前輪のタイヤがパンクしたものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償金として1万2,000円を支払うことで和解し、相互に確認をしております。

賠償金の1万2,000円につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応しております。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）及び報告第2号 専決処分の報告について（道路舗装の穴による事故に係る損害賠償）は、以上で報告を終わります。

日程第6 報告第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成24年度本巢市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度本巢市一般会計補正予算（第5号））についてでございます。

地方自治法179条第1項の規定により、平成25年1月10日、平成24年度本巢市一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、本予算は、国の経済危機対応・地域活性化予備費を活用し、小学校のトイレ及びグラウンド改修、並びに9月の豪雨災害によります根尾地内道路の災害復旧を行うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,534万2,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものは、小学校教育施設等整備事業債及び国からの道路橋梁災害復旧負担金でございます。

また、歳出の主なものは、小学校施設改修工事費及び道路の災害復旧工事費でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第3号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度本巢市一般会計補正

予算（第5号）)につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,534万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160億1,803万7,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、昨年9月17日から19日にかけての豪雨により破損しました根尾黒津地内の市道根尾83号線の復旧工事と、それから昨年10月26日に閣議決定された平成24年度経済危機対応地域活性化予備費等に係る学校施設環境改善交付金を活用した市内4小学校の体育館トイレ改修工事及び本巣小学校グラウンド改修工事に係るものでございます。いずれも早期の工事発注が必要であったことから、1月10日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

4ページをお開き願います。

第2表は、債務負担行為の追加補正をお願いするものでございます。

市道根尾83号線の復旧工事に係る事業について、事業量を勘案の上、期間は来年度までで、全体事業費2,210万円の約4分の1に当たります566万円を限度額として、債務負担行為の設定を行うものでございます。

5ページをごらんください。

第3表は、地方債の追加補正をお願いするものでございます。

小学校教育施設等整備事業債を限度額4,130万円、公共土木施設災害復旧事業債を限度額540万円、それぞれ証書借り入れの方法で利率3%以内で起債するものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。

第4表は、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

10款教育費、2項小学校費の小学校施設改修事業、繰越金額は6,542万8,000円でございますが、本補正予算において計上しております市内4小学校の体育館トイレ改修工事及び本巣小学校グラウンド改修工事について、国における追加予算事業のため年度内実施が見込めないことから、繰越明許をお願いするものでございます。

続いて、9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

一番上、災害復旧費国庫負担金、補正額1,096万5,000円及び市債の6目災害復旧債、補正額540万円につきましては、市道根尾83号線の災害復旧事業の財源の計上でございます。

また、教育費国庫補助金、補正額1,767万7,000円及び市債の5目教育債、補正額4,130万円につきましては、本巣、外山、真桑、一色の4小学校の体育館トイレ改修工事及び本巣小学校グラウンド改修工事の財源の計上でございます。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。

一番上、小学校費の学校管理費、補正額6,542万8,000円につきましては、先ほど申し上げました4つの小学校の関係工事の設計管理委託料及び工事請負費を、またその下、土木施設災害復旧費、

補正額1,644万円につきましては、市道根尾83号線の災害復旧工事の工事請負費をそれぞれ計上させていただきます。

また、予備費につきましては、調整により652万6,000円を減額させていただいております。

以上で、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度本巢市一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

10時45分から再開をしますので、よろしくをお願いします。

午前10時19分 休憩

午前10時44分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは会議を再開いたします。

日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第1号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第9、議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号から議案第3号までにつきましては、本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

平成25年3月31日をもって任期が満了いたします畑中廣司氏、杉山行生氏及び安藤秀司氏を再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第1号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員です。したがって、議案第1号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第2号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員です。したがって、議案第2号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員です。したがって、議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 議案第4号及び日程第11 議案第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第11、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第4号及び議案第5号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 浅野豊子氏及び高橋則夫氏の任期が平成25年6月30日をもって任期満了となるため、委員の再任を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員です。したがって、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員です。したがって、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 議案第6号から日程第31 議案第25号まで（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程第31、議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の第1条に規定する障害者自立支援法の一部改正及び第2条に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関係条例の所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第7号 本巢市新型インフルエンザ等対策本部条例についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布を受け、市町村対策本部の設置に関し必要な事項は条例で定めることとされていることから、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第8号 本巢市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてでございます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第9号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、本巢市税条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

以上、議案第6号から議案第9号までの詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、本巢市自立支援医療費審査嘱託医師を設置するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則において地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方議会制度等について必要な改正が行われたことに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第10号から議案第12号までの詳細につきましては、企画部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

国民健康保険税について、被保険者の負担軽減を図るため、保険税率を据え置く改正をすることとし、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

第2次一括法の制定に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の一部が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定めることとされたため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第13号及び第14号の詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢保育園の改築により位置を変更するとともに、本巢保育園と本巢西保育園の統合により本巢西保育園を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてでございます。

施設名称統一のため名称を変更し子どもセンターの改築により位置を変更するとともに、子どもセンターを児童館とするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてでございます。

施設名称統一のため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてでございます。

施設名称統一のため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第15号から議案第18号までの詳細につきましては、健康福祉部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例についてでございます。

第1次一括法の制定により道路法が一部改正されたことに伴い、市道の構造の技術的基準について、道路構造令を参酌して地方公共団体の条例で定める旨の改正がなされたことにより、条例を制



定するものでございます。

次に、議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例についてでございます。

第1次一括法の制定により道路法が一部改正されたことに伴い、市道に設ける案内標識の寸法について、道路標識、区画線及び道路標示に関する国の標識令を参酌して地方公共団体の条例で定める旨の改正がなされたことにより、条例を制定するものでございます。

次に、議案第21号 本巢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例についてでございます。

第2次一括法の制定により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、市道における移動円滑化基準について、移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準を定める国の省令を参酌して、地方公共団体の条例で定める旨の改正がなされたことにより、条例を制定するものでございます。

次に、議案第22号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございます。

対象地域を市内全域へ広げ、既に市内へ設置済みの工場等を有する者の増設や移設を促すとともに、製造業に加えて情報通信業や運輸業等を対象とすることなどにより、本市産業の振興に寄与する工場等を積極的に誘致するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第23号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

第1次一括法による公営住宅法の一部改正等に伴い、公営住宅等の整備に関する基準並びに入居者の資格に関する基準は、政令で定める基準を参酌して事業主体が条例で規定することとされたため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第24号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

第2次一括法による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正等に伴い、都市公園の設置等に関する基準は、政令で定める基準を参酌して事業主体が条例で規定することとされたため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第19号から議案第24号までの詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。

次に、議案第25号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

第2次一括法により、水道法で布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準は、政令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定める旨の改正がなされたことにより、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第6号から議案第9号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第6号から第9号まで順次補足説明をさせていただきます。

まず、議案第6号でございます。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

お手元の議案の概要の3ページの方をお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が昨年6月27日に公布されまして、これに伴いまして、本巢市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、それと本巢市消防団員等公務災害補償条例、それから、本巢市障がい者就労支援センター条例、この3つの条例の一部につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と題名が改正されたことと、障害者自立支援法の第5条第10項が削除されまして、第12項が第11項へと改正され、また第77条第1項中第1号が第3号に、同じく第4号が第9号へと改正されたことに伴う改正でございます。

施行期日につきましては、題名改正と法の第77条に伴います改正の部分でございますが、これが平成25年4月1日、それから、第5条の改正に伴います部分につきましては、平成26年4月1日というものでございます。

続きまして、議案第7号 本巢市新型インフルエンザ等対策本部条例についてでございます。

同じくお手元の議案の概要の7ページの方をお願いいたします。

制定の趣旨でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が昨年5月11日に公布されたことに伴いまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき市町村に指定された場合、市が設置しなければならない対策本部に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、特別措置法第26条の規定に基づき、設置いたします新型インフルエンザ等対策本部について、その組織の構成員及び会議の運営等について、必要な事項を定めるものでございます。

施行期日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からとなっております。

続きまして、議案第8号 本巢市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元の概要の8ページの方でございます。

改正の趣旨でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が昨年8月1日に公布されました。これに伴いまして、都道府県暴力追放運動推進センターの根拠となります条文が条ずれをしたということによる所要の改正でございます。

改正内容につきましては、第2条第7項中「法第32条の2第1項」とございますものを「法第32

条の3第1項」に改正するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

次に、議案第9号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要10ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方税法第18条の4が改正され、行政手続法第8条及び第14条の規定が適用されることとなったため、地方税に関する法令の規定による処分につきましても、原則として理由を提示することとされたことを踏まえまして、本巢市行政手続条例の適用除外に関する規定について、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、第4条第1項の本巢市行政手続条例の適用を除外した規定から手続条例第8条及び第14条を除くとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、議案第10号から議案第12号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の12ページをごらんいただきたいと思います。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び地方自治法施行令の一部改正によりまして、これまで都道府県等で行っておりました育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給につきまして、平成25年4月1日から市町村に事務移譲されるということによりまして、育成医療の支給認定の判定を行う嘱託医師を設置するものでございます。

改正内容につきましては、別表に本巢市自立支援医療費審査嘱託医師、月額1万3,700円を加えるものでございまして、施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

次に、議案第11号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の14ページでございます。

地方自治法の一部が改正されまして、新型インフルエンザ等緊急事態措置のために派遣された職員に派遣手当を支給するため、給与条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、職員に支給することができる諸手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えまして、1日につき6,620円の範囲内で手当を支給するというものでございます。

条例の施行期日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からとするも

のでございます。

次に、議案第12号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要の17ページをごらんいただきたいと思います。

地方自治法の一部改正によりまして、地方公共団体の議会の会議においても、公聴会の開催や参考人の招致をすることができると改正されましたので、本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議会の会議での公聴会に参加した者に旅費を支給する規定及び会議または委員会の要求に応じて出頭した参考人に旅費を支給する規定の改正でございまして、公布の日から施行するというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

次に、議案第13号及び議案第14号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、議案第13号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。

お手元の議案概要の19ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、附則で定めております国民健康保険税の特例の期間を延長するもので、長引く景気低迷の中、被保険者の負担増を避けるため、平成25年度の医療分の国保税について平成24年度と同じ税率に据え置くものでございます。

次に、議案第14号 本巢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。

議案概要の22ページをごらんいただきたいと思います。

この改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行され、その第171条により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことによるものでございます。

廃棄物処理法の一部改正の内容であります。同法第21条において廃棄物の処理施設に技術管理者を置かねばならないこととされております。その技術管理者の資格要件につきましては、同条第3項によって、これまでは環境省令で定める資格を有する者とされていたものが、今回の改正によりまして市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村が条例で定める資格を有する者と改められました。このため、技術管理者の資格を本巢市の廃棄物処理条例の中に定めるものでございます。

条例改正の一部改正の内容につきましては、第4条の次に次の1条を加え、第4条の2において技術管理者の資格を規則で定めるものとしたものであります。

これらの資格要件は法により参酌することとされていますので、環境省令で定める基準でありま  
す廃棄物処理法施行規則第8条の17及び第17条で定める資格要件と同じ内容で本巢市の廃棄物処理  
及び清掃に関する規則を一部改正して、同じ内容としております。

なお、この法律は平成24年4月1日に施行されておりますが、条例改正を1年猶予する経過措置  
が規定されておりますので、施行日は平成25年4月1日でございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま、携帯音が聞こえましたが、携帯は切っておくかマナーモードにしておいてください。

それでは、次に議案第15号から議案第18号までの補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、議案第15号から議案第18号について説明をさせていただきます。

まず、議案第15号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案の概要24ページと25ページでございます。

ここには、改正する条例の概要と新旧対照表がございます。

この改正につきましては、主な内容といたしまして、本巢保育園と本巢西保育園の統合により新  
しく改築した本巢保育園の第2条の表中の位置「本巢市文殊1212番地」から「本巢市曾井中島1429  
番地2」に変更するものでございます。また、2つの保育園の統合により、本巢西保育園を廃止し、  
第2条の表中から本巢西保育園の項を削るものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

続きまして、議案第16号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について、御説明を  
させていただきます。

お手元の概要の26ページと27ページでございます。

主な内容といたしまして、施設名称統一のため、第1条中と第2条の表中の「本巢市子どもセン  
ター」を「子どもセンター」と改め、また、子どもセンターが新たな改築により、第2条の表中の  
位置を「本巢市見延698番地」から「本巢市見延701番地」に変更するものでございます。

また、子どもセンターを小規模児童館として利用するに当たり、利用者の範囲を児童福祉法によ  
る児童、つまり満18歳に満たない者としなければならないため、第3条第1号を「児童（乳幼児は、  
保護者が同伴する場合に限る。）及び児童の保護者」と改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

続きまして、議案第17号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例につい  
て、御説明をさせていただきます。

お手元の概要の28ページと29ページでございます。

主な内容といたしまして、施設の名称が統一されていないことにより、各種申請・届け出等に支

障を来すため、第10条の表中「本巢市立東幼稚園」を「糸貫東幼稚園」に改め、「本巢市立西幼稚園」を「糸貫西幼稚園」に改めるものでございます。

また、附則の位置の特例の第4項中「本巢市立東幼稚園」を「糸貫東幼稚園」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

続きまして、議案第18号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

お手元の概要の30ページと31ページでございます。

主な内容といたしまして、施設名称が統一されていないことにより、各種申請・届け出等に支障を来すため、第2条中の「本巢市真正幼稚園」を「真正幼稚園」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

次に、議案第19号から議案第24号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは最初に、議案第19号 本巢市市道の構造の技術的基準を定める条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要32ページをお開きください。

制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法により道路法が改正され、市道の構造の技術的基準を地方公共団体の条例で定めることになりました。これを受けまして、新たに条例を制定するものでございます。

内容につきましては、基本的には道路構造令に準拠し、1つ目といたしまして1.5車線的な道路の整備ができる規定、2つ目に片側1車線道路においても中央分離帯等が設置できる規定、3つ目として駐車帯の幅員を1.5メートルとする規定、4つ目に歩道の幅員を1.5メートルまで縮小できる規定、5つ目に交差点部の車道幅員を縮小できる規定の5項目について、県の独自基準に合わせた規定を設けるものでございます。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日としております。

次に、議案第20号 本巢市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要34ページをお開きください。

制定の趣旨でございますが、これも第1次一括法により道路法が改正され、市道に設ける道路標識のうち案内標識と警戒標識の寸法について、地方公共団体の条例で定めることとなりました。これを受けまして、新たに条例を制定するものでございます。

内容につきましては、基本的には道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に準拠し、ローマ字の大きさについて、岐阜県の独自基準に合わせ、日本語の大きさの10分の7に拡大する規定を設けるものでございます。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

続きまして、議案第21号 本巣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要35ページをお開きください。

制定の趣旨でございますが、第2次一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法が改正され、市道における移動等円滑化基準を地方公共団体の条例で定めることとなりました。これを受けまして、新たに条例を制定するものでございます。

内容につきましては、基本的には移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する省令に準拠し、本巣市にはない路面電車停留所に関する項目は削除して規定を設けております。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

続きまして、議案第22号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要37ページをお開きください。

今回の一部改正につきましては、近年の社会経済情勢の変化に対応し、本巣市の産業の振興に寄与する工場等を積極的に誘致することにより産業の振興を促すため、条例の一部を改正するものです。

具体的な改正内容につきましては、奨励金等の対象範囲を現行条例では第1条及び別表の規定により指定された地域のみと規定され、現状の対象地域は屋井工場団地のみとなっておりますが、改正条例第2条第1項第2号の規定により、本巣市内全域を対象とするものです。

また近年、情報通信業や物流関係の企業の県内進出があることなどを踏まえ、奨励金の対象となる業種を第2条第1項第2号の規定により、現行の製造業のみから情報通信業、運輸業、郵便業を加えて対象とするものであると同時に、市内事業者の市外への流出を防ぎ、市内での業務拡張を促すため、現行の対象事業を新設のみから増設及び移設を加えて対象とするものです。

最後に、奨励金等の対象者の要件は、現行条例の別表により屋井工業団地の場合、常用従業員10人以上または新規雇用2人以上としておりましたが、改正条例の第5条の規定において、中小企業の場合、土地、家屋、償却資産の投下固定資産が5,000万以上で、新規雇用が3人以上を対象とするものであります。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日でございます。

続きまして、議案第23号 本巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要43ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律、第1次一括法により公営住宅法が改正され、公営住宅の入居資格及び整備基準について、地方公共団体の条例で定めることとなりました。これを受けまして条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、1つ目の入居資格につきましては、収入基準並びに高齢者、障害者、子育て世帯などの裁量階層の対象範囲を現行基準どおり規定するものでございます。2つ目の整備基準につきましては、住宅や集会所など、国が政令で定める基準を参酌して規定するものでございます。また、以上の一括法による改正に合わせて条例の一部を整備する改正を行うものでございます。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

続きまして、議案第24号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要52ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、第2次一括法により都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、都市公園の整備基準について、地方公共団体の条例で定めることとなりました。これを受けまして、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、1つ目の設置基準につきましては、その配置や規模を容易に利用できるよう、国が政令で定める基準を参酌して規定するものでございます。2つ目の公園施設の建築面積基準につきましては、建築面積の割合を国が政令で定める基準を参酌して規定するものでございます。3つ目の公園施設のバリアフリー基準につきましては、園路の幅や勾配などを国が政令で定める基準を参酌して規定するものでございます。また、以上の一括法の改正に合わせてたき火など火気の使用を制限する規定を追加する改正を行うものでございます。

この条例の施行期日は平成25年4月1日からでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

次に、議案第25号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

議案第25号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案の概要57ページをお開き願いたいと思います。

改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法の成立に伴いまして水道法が改正されました。これに伴いまして、布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準が地方公共団体の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

改正内容としましては、目次に第7章として布設工事監督者の配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準として、第38条から第40条までを新たに追加するものでございます。第38



条では、布設工事監督者を配置する工事を定め、第39条では、布設工事監督者の資格を定め、第40条では、水道技術管理者の資格を定めるものでございます。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

日程第32 議案第26号及び日程第33 議案第27号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

次に、日程第32、議案第26号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について及び日程第33、議案第27号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第26号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定した本巢東辺地に係る総合整備計画について、事業の追加及び事業費の増により、内容を変更するものでございます。

次に、議案第27号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定した根尾西辺地に係る総合整備計画について、事業の追加及び事業費の増により、内容を変更するものでございます。

以上、議案第26号及び27号の詳細につきましては、企画部長より御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第26号及び議案第27号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、議案第26号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について、補足説明をさせていただきます。

議案の81ページ及び議案の概要の63ページをごらんいただきたいと思います。

本計画につきましては、平成21年3月議会定例会におきまして、計画の議決をいただき、計画期間が平成25年度までとなっておりますが、今回、事業の追加及び事業費の増額に伴い、計画の変更を行うものでございます。当初の計画から軽微な変更を含め2回の変更を行っておりまして、今回の変更は第3次の変更となります。

本辺地の区域につきましては、議案概要の63ページの事業計画位置図に太線で囲ってあるところが辺地の区域でございます。木倉、川内、長谷地区の一部となっております。辺地の中心につきましては、外山1811番地の1でございます。辺地度点数は151点でございます。

変更の内容につきましては、64ページの総合整備計画変更参考資料の新旧対照表をごらんいただ

きたいと思います。左が変更前、右が変更後というふうになっております。

市道につきましては、神海地内の市道本巢3039号線整備事業につきまして、舗装工を延長したこと及び木倉地内の市道本巢3078号線舗装事業を新たに追加いたしましたことによりまして、市道に関する事業費を1,200万円増額するものでございます。

各事業の施工場所につきましては、前ページの事業計画位置図に記載させていただいております。

次に、議案第27号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、御説明をさせていただきます。

議案の83ページ及び議案の概要の65ページごらんいただきたいと思います。

本計画につきましては、平成22年3月議会定例会におきまして計画の議決をいただき、計画期間が平成26年度までとなっておりますけれども、今回事業の追加及び事業費の増額に伴い、計画の変更を行うものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案概要の65ページの事業計画位置図にございますが、根尾長嶺以北から根尾大河原までの8地区が本辺地の区域でございまして、辺地の中心は根尾長嶺248番地でございます。

変更の内容につきましては、66ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初めに辺地の概況でございますが、平成23年度に根尾地域の市営バスが無料化になったということから、それに伴いまして辺地度点数の算定に係る交通機関の駅または停留所が変更となったということから、辺地度点数を123点から227点に変更するものでございます。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、世帯数の減少に伴いまして126世帯を116世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございますが、まず市道につきましては、根尾越波地内の市道根尾83号線災害防除事業及び根尾天神堂地内の市道根尾77号線舗装事業を新たに追加したことによりまして、事業費を5,420万円増額いたしまして、次、橋梁につきましては、根尾黒津地内の市道根尾83号線須合橋かけかえ事業につきまして事業期間を延長するとともに、事業費を800万円増額するものでございます。

また、林道につきましては、根尾越波、根尾大河原地内の林道猫峠線改良事業及び根尾越波地内の林道折越線改良事業につきまして事業期間を延長するとともに、事業費を1,500万円増額するものでございまして、合計で変更前事業費3億1,400万円を3億9,120万円に変更するものでございます。

事業の位置につきましては、前ページの位置図に記載させていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第34 議案第28号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

次に、日程第34、議案第28号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第28号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の第1条に規定する障害者自立支援法の一部改正及び第2条に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、もとす広域連合規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第28号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第28号 もとす広域連合規約の変更について、補足説明をさせていただきます。

お手元の概要の67ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございます。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が昨年6月27日に公布され、これに伴いまして、広域連合規約の一部について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第4条第7号中「障害者自立支援法」とございますものを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正し、「障害程度区分」とあるものを「障害支援区分」に改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日とするものでございます。

なお、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めます改正規定につきましては、平成26年4月1日とするものでございます。

以上、補足説明でございます。よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第28号 もとす広域連合規約の変更については、原案のとおり決することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩をします。

1時から再開をしますので、よろしく願いをいたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは会議を再開いたします。

日程第35 議案第29号及び日程第36 議案第30号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第35、議案第29号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について及び日程第36、議案第30号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第29号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,351万4,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、決算見込み額の増に伴います市民税、小・中学校の非構造部材耐震化事業に伴う学校施設環境改善交付金及び緊急防災・減災事業債を増額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、国の補正予算活用に伴う社会資本整備総合交付金事業、小・中学校の非構造部材耐震化事業及び後年度の教育施設整備に対応するための学校教育施設等整備基金積立金を増額するものでございます。

詳細につきましては、副市長より御説明を申し上げます。

次に、議案第30号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,069万8,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養給付費等負担金現年度分、保険財政共同安定化事業交付金、基金繰入金をそれぞれ減額し、繰越金を増額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、医療費見込みに伴う一般被保険者療養給付費、保険財政共同安定化事業拠出金の減額が主な内容でございます。

次に、施設勘定につきましては、主に患者減に伴う診療収入の減額及び医療用衛生材料費の減額により、歳入歳出それぞれ441万2,000円を減額するものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第29号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、議案第29号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

では、補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,351万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億3,155万1,000円とするものでございます。

少し飛びまして、6ページをお開き願います。

第2表は、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

1の追加では、土木費で4事業、教育費及び災害復旧費で各1事業、合わせて6事業の追加をお願いするもので、事業の内容と繰越理由につきましては、別途資料の3月補正予算案の概要の11ページから14ページに記載をしておりますが、事業実施に向けての各種協議、調整に時間を要した等の理由により年度内の完成が困難となったことや、国の補正予算を活用した事業につきましては、年度内実施が見込めないことから、6事業で合わせて7億6,800万円余の繰り越しをさせていただくものでございます。

その下、2の変更につきましては、教育費の小学校施設改修事業について、先ほど専決処分のお承認をいただいた平成24年度一般会計補正予算（第5号）におきまして、国における追加予算事業の計上に伴い、繰越明許の設定をさせていただいておりますが、この補正予算（第6号）におきまして、さらに小学校に係る国の補正予算を活用した事業を計上させていただいたことに伴い、繰越額を1億9,000万円余増額させていただくものでございます。

7ページをごらんください。

第3表は、地方債の補正をお願いするものでございます。1の追加は、国の補正予算を活用する

事業の実施に伴い、補助裏の財源として公共事業等債を限度額4,370万円、証書借り入れの方法で利率3%以内で起債するものでございます。

次のページの8ページは、変更でございます。

緊急防災・減災対策事業につきましても、国の補正予算を活用する事業の実施に伴い、補助裏の財源として活用するため、3億460万円増額するものでございます。

その下、辺地債と合併特例債につきましては、主に当起債を活用する社会資本整備総合交付金事業の事業費が減となったことに伴い、それぞれ1,800万円及び4,780万円減額をするものでございます。

少し飛びまして11ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書となっております。

まず、1款市税、市民税につきましては、納税義務者数の増や、企業の業績の回復等に伴い、決算見込み額の増加が見込まれ、個人分、法人分合わせまして7,565万6,000円増額しております。

その下、14款国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金中、3節の児童福祉費負担金につきましては、国の制度改正や対象児童数が見込みより少なかったことに伴い1億2,058万6,000円の減額となっております。

その下、国庫補助金の3目土木費国庫補助金4,620万1,000円の増額につきましては、国の補正予算を活用し、市道改良や市営住宅改修等を行うため、社会資本整備総合交付金を増額するとともに、新たに防災・安全交付金を計上するものでございます。

また、4目教育費国庫補助金1億3,728万8,000円の増額につきましても、国の補正予算を活用し、小学校4校及び全ての中学校の校舎、体育館の非構造部材の耐震化工事を行うため、学校施設環境改善交付金を増額するものが主なものでございます。

12ページをお開き願います。

中ほど、15款県支出金、県補助金の1目総務費県補助金420万円の増額につきましては、市町村振興補助金を小水力発電機設置事業を初め3つの事業を対象に交付を受けるものでございます。

また、5目農林水産業費県補助金につきましては、1節農業費補助金、3節林業費補助金、それぞれ県の調整や事業実績確定等に伴う減額であり、合わせて1,496万9,000円の減額となっております。

13ページをごらんください。

ページ一番下、16款財産収入497万6,000円増額につきましては、財政調整基金初め5つの基金の利子の増額でございます。

14ページをお開き願います。

ページ一番下、20款諸収入2,304万2,000円の増額につきましては、サマージャンボ等宝くじの収益金等の計上でございます。

その下、15ページ、21款市債につきましては、先ほど地方債の補正のところでお説明をさせていただきましたが、関係する起債の増減により合わせて2億8,250万円の増額となっております。

16ページをお開き願います。

ここから歳出でございます。

まず、1款議会費を初めといたしまして、関係する款において、職員共済組合負担金を増額しておりますが、これは、共済負担金率変更に伴うものでございます。また、入札差金や事業実績の確定等に伴い、各節単位におきまして50万円以上かつ予算減額の10%以上の不用額が発生している場合は、原則的に今回の補正予算において減額をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

では、2款総務費からでございます。

総務管理費の1目一般管理費中、4節の共済費の中の説明欄の一番下、職員退職手当組合負担金につきましては、勧奨退職者に係る負担金として1,259万1,000円の増額をお願いするものでございます。

また、6目企画費につきましては、地域おこし協力隊員が年度途中からの採用になったことや、移住定住補助金の補助対象者がなかったということから、211万6,000円減額するものでございます。

18ページをお開き願います。

選挙費の4目から6目の3つの土地改良区の総代選挙費は、選挙無投票による減額でございます。

19ページをごらん願います。

3款民生費、社会福祉費の3目障害者福祉費中、20節の扶助費につきましては、サービス利用者の増により1,255万円の増額をお願いするものでございます。

20ページをお開き願います。

ページ中ほど、児童福祉費の2目子ども手当費及び5目児童手当費は、歳入において御説明させていただいた理由により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。

また、4目保育園費につきましては、主に本巣保育園の整備費の確定に伴い1,789万6,000円の減額となっております。

21ページをごらんください。

一番上、生活保護費の扶助費につきましては、主に生活保護対象者の医療費の増により1,268万8,000円の増額をお願いするものでございます。

その下、4款衛生費、保健衛生費の3目予防費につきましては、日本脳炎の予防接種者数等の減により、予防接種委託料を1,180万円減額するものでございます。

また、8目診療所費につきましては、診療所の診療収入の減少見込みに伴い、国保特別会計施設勘定への繰出金について150万円の増額をお願いするものでございます。

22ページをお開き願います。

6款農林水産業費、農業費の3目農業振興費1,466万7,000円の減額につきましては、主に事業実績確定等に伴う市補助金の減額でございます。

また、5目農地費397万2,000円の増額につきましては、主に国補正予算の活用による県営かんがい排水事業等の増額に対応し、県への負担金の増額をお願いするものでございます。

また、その下、林業費の2目林業振興費1,400万9,000円の減額につきましては、説明欄は23ページにわたりますが、主に事業費確定等に伴う市補助金の減額でございます。

24ページをお開き願います。

8款土木費、道路橋りょう費の5目社会資本整備総合交付金事業費7,260万円の増額につきましては、国補正予算を活用し、真正2016号線の道路改良工事、本巢1135号線と真正1006号線の舗装修繕工事及び橋梁長寿命化修繕計画の策定を行うため、工事請負費等の計上をお願いするものでございます。

25ページをごらんください。

ページ中ほど、住宅費の住宅管理費3,242万4,000円の増額につきましても、国補正予算を活用し、南原住宅C棟及び神海住宅の外壁等の改修工事を行うため、工事請負費等の計上をお願いするものでございます。

26ページをお開き願います。

10款教育費、教育総務費の3目学校教育施設等整備基金費2億4,000万円の増額につきましては、後年度の施設整備等に備えまして、基金の積み増しを行うものでございます。

また、小学校費の1目学校管理費1億9,421万6,000円の増額につきましては、国補正予算を活用し、弾正、土貴野、外山、根尾の4小学校の校舎・体育館の非構造部材の耐震化を行うため、工事請負費等の計上をお願いするものでございます。

27ページをごらんください。

中学校費の1目学校管理費2億4,792万7,000円の増額につきましても、国補正予算を活用し、全ての中学校の校舎・体育館の非構造部材の耐震化を行うため、工事請負費等の計上をお願いするものでございます。

また、幼稚園費の幼稚園管理費4,669万5,000円の減額につきましては、主に糸貫西幼稚園の整備費及び糸貫東幼稚園の用地購入費等の確定に伴う減額でございます。

28ページをお開き願います。

社会教育費の2目青少年育成費441万5,000円の減額につきましては、青少年友好交流訪日団招聘事業が翌年度に延期となったこと等に伴う減額でございます。

最後に保健体育費の1目保健体育総務費の減額につきましては、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会市実行委員会に対する市負担金を実行委員会の事業費の確定に伴い1,163万9,000円減額することによるものでございます。

以上で、平成24年度一般会計補正予算(第6号)の補足説明とさせていただきます。

議長(後藤壽太郎君)

次に、議案第30号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長(山田敏晴君)

それでは、議案第30号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、



補足説明をさせていただきます。

まず最初に、補正予算書の1ページをごらんください。

補正額についてですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,069万8,000円の減額を、施設勘定におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ441万2,000円を減額をお願いするものでございます。

それでは、補正内容の主なものについて、事業勘定から御説明いたします。

初めに歳入ですが、事項別明細書の6ページをごらんください。

4款の国庫支出金、1目の療養給付費等負担金につきましては、医療費が前年度同様に低い伸びでありますので、交付の見込み額を減額にするものでございます。

6款の前期高齢者交付金、1目の前期高齢者交付金につきましては、交付見込み額の確定により増額するものでございます。

8款の共同事業交付金につきましては、それぞれの項目において、対象額の減によるものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

10款の繰入金、1目の国民健康保険基金繰入金につきましては、医療費の伸びも前年度より低いため、他の歳入で財源確保ができたために基金の取り崩しを取りやめることによる減でございます。

次に、歳出ですが、8ページをごらんください。

2款の保険給付費、1目の一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者数及び療養給付見込み額の減によるものでございます。

2目の退職被保険者療養給付費につきましては、対象者及び療養給付見込み額の増によるものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

3款の後期高齢者支援金等と6款の介護納付金、次10ページでございますけど、7款の共同事業拠出金につきましては、額の確定によるものでございます。

10款の諸支出金、3目の償還金につきましても、額の確定により平成23年度療養給付費との国庫負担金の返還金でございます。

続きまして、施設勘定について御説明いたします。

初めに、歳入歳出ですが、事項別明細書の18ページをごらんください。

1款の診療収入につきましては、受診者の減少による減額を行うものでございます。

次に、歳出の20ページをごらんください。

2款の医薬費につきましても受診者の減少により、薬などの医薬材料費を購入する経費を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

日程第37 議案第31号から日程第43 議案第37号まで（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第37、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算についてから、日程第43、議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ154億2,000万円でございます。

新年度予算につきましては、経常経費や人件費の削減を図る一方、当面する市の課題でもございます市民の安全・安心のための防災対策を初め、道路や公園等の社会資本の整備、また小・中学校と保育園等の整備を実施してまいります。24年度に本巢保育園と本巢西保育園の統合保育園整備事業、また糸貫西幼稚園の整備といった大型事業が終了したことと、国の補正予算に対応するため建設事業費を前倒しで3月補正予算に計上したことなどによりまして、前年度予算額に比べまして2億1,000万円、前年度対比1.3%の減となっております。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、市税が総額51億7,453万7,000円で、その内訳といたしましては、市民税の個人分につきましては、主に平成24年度の実績見込み額の増によりまして4,720万4,000円の増、法人分につきましては、主に企業収益の回復によりまして4,459万6,000円の増、また固定資産税の家屋分につきましては、主に新築等により2,782万4,000円の増、償却資産につきましては、主に中部電力奥美濃水力発電所の資産の減価に伴い14,243万2,000円の減額となっておりますが、総額といたしましては、前年度予算額より1億100万2,000円、対前年度比約2%の増となっております。

地方交付税につきましては、総額39億3,000万円で、主に地域経済・雇用対策費の需要額の増及び固定資産税の減によりまして、前年度予算額より3億円、対前年度比約8.3%の減となっております。

国庫支出金につきましては、総額11億5,668万9,000円でございます。

その主な内訳といたしましては、国の制度変更によります子ども手当負担金6億1,762万6,000円の減いたしまして、新たに児童手当負担金4億5,888万7,000円を増することなどによりまして、前年度予算額より1億164万1,000円の減額となっております。対前年度比約8.1%の減ということになっております。

県支出金につきましては、総額7億8,246万7,000円ございまして、主な内訳といたしましては、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金5,265万7,000円の増、また福祉医療費補助金1,145万2,000円の増、子どもセンターの完了によります児童厚生施設整備費補助金2,153万2,000円の減などによりまして、総額では前年度予算額より3,753万8,000円の増額となっておりまして、対前年度

比約5%の増となっております。

繰入金につきましては、地域振興基金及び学校教育施設等整備基金からの繰り入れの減によりまして、総額7億3,702万5,000円となっております。前年度予算額より8,254万5,000円の減額、対前年度比約10.1%の減となっております。

市債につきましては、総額17億2,647万7,000円で、防災対策のための緊急防災・減災事業債は2億3,810万円の増額となっておりますが、臨時財政対策債6,141万7,000円の減及び本巢保育園完了等に伴います合併特例債6億4,930万円の減などによりまして、市債全体としましては前年度と比べ4億6,321万7,000円の減額、対前年度比約21.2%の減となっております。

それでは、歳出につきまして御説明を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、総務費関係では、合併10周年記念式典事業に281万9,000円、樽見鉄道の経営基盤の安定化を図るための補助金に6,994万円、地域活性化拠点整備基本構想策定事業に400万円、総合行政情報システム整備事業に3,701万3,000円を計上いたしております。

民生費関係では、中野会館整備事業に3,997万9,000円、障害者介護・訓練等給付事業に3億4,920万円、子ども・子育て支援事業計画調査事業に359万1,000円などを計上しております。

次に衛生費関係では、がん検診推進事業に858万8,000円、妊婦健康診査事業に2,990万6,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に4,633万4,000円、住宅用太陽光発電システム設置補助事業に1,680万円などを計上いたしております。

農林水産業費関係では、新規就農総合支援事業に750万円、元気な園芸特産産地育成対策事業に166万円、元気な農業産地構造改革支援事業に8,920万5,000円、うすずみ温泉周遊歩道整備事業に446万7,000円を計上いたしております。

商工費関係では、屋井工業団地誘致奨励金に1,293万4,000円、魅力最大化誘客促進事業に525万円、淡墨公園整備事業に4,146万8,000円を計上いたしております。

次に土木費関係では、通学路改善対策事業に2,042万2,000円、地籍整備推進調査費補助事業に1,653万2,000円、その他道路新設改良事業ですとか道路舗装新設事業、また西部連絡道路整備などの幹線道路整備や、また用悪水路の整備事業などに引き続きこういったものを推進するための予算を計上させていただいております。

消防費関係では、緊急速報すぐメール事業に20万8,000円、防災行政無線整備事業に3億355万1,000円、防災土育成事業に13万円、また平成24年度から実施しております各自治会自主防災組織の活性化を引き続き促進するための予算などを計上いたしております。

教育費関係では、教育環境の向上と避難所としての機能強化を図るための小学校大規模改修事業に6,358万9,000円、小・中学校教室のエアコン設置調査・設計事業に2,100万円、糸貫東幼稚園建設事業といたしまして7億6,493万1,000円、小・中学校情報機器整備事業に1億659万7,000円などを計上いたしております。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第32号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億6,700万円となっておりまして、前年度予算より2億4,600万円の減、前年度対比約5.8%の減となっております。

歳入につきまして申し上げますと、国民健康保険税が8億7,943万3,000円、前年度予算より所得の減をするという見込みで1,189万1,000円の減額となっております。

また、前期高齢者交付金につきましては9億939万3,000円、前年度より実績を見込みまして5,713万7,000円の減額となっております。

歳出につきましては、療養給付費の減によりまして保険給付費が26億9,127万5,000円、前年度より2億3,855万4,000円の減となっております。

次に施設勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7,000万円となっておりまして、前年度より1,900万円の減額でございます。

歳入につきましては、診療収入が1億4,936万4,000円、前年度より患者数の減によりまして1,495万2,000円の減となっておりますほか、一般会計などからの繰入金は1億1,620万8,000円、前年度より367万2,000円の減額となっております。

歳出につきましては、職員給与費等の総務費1億7,530万1,000円、医業費7,816万8,000円が主な歳出の内容でございます。

次に、議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,400万円でございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料として2億2,083万5,000円、一般会計からの繰入金として8,180万円が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の2億9,497万4,000円が主なものでございます。

以上、議案第32号及び33号の詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,600万円でございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金として2億3,000万円、市債といたしまして5,700万円が主なものでございます。

歳出につきましては、施設整備費1億5,949万4,000円及び公債費の1億6,960万5,000円が主な内容でございます。

次に、議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,000万円でございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料1億5,400万円、一般会計からの繰入金4億5,500万円が主なものでございます。

歳出につきましては、各地区の処理施設の管理に係る経費を主といたしました農業集落排水事業費3億400万8,000円及び公債費3億2,048万8,000円が主な内容でございます。

次に、議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,700万円でございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金として2億3,000万円、市債4,440万円が主なものでございます。

歳出につきましては、根尾地区及び本巢地区の下水道施設の管理及び整備費を主とした下水道事業費2億6,911万5,000円、公債費1億6,267万1,000円が主なものでございます。

次に、議案第37号 平成25年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

業務の予定量につきましては、給水戸数は9,100戸、年間総給水量は330万6,900立方メートル、1日平均給水量は9,060立方メートル、建設改良工事費は4億1,356万9,000円でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入支出それぞれ5億3,100万円でございます。

収入につきましては、一般会計からの補助金の増、また支出につきましては、減価償却費の増額等によりまして、それぞれ9,700万円の増額となっております。

また、資本的収入及び支出につきましては、公営企業債及び国庫補助金等の増によりまして、資本的収入が3,100万円増額の3億5,900万円、資本的支出は配水設備改良工事費等の増によりまして4,400万円増の5億1,500万円となっております。

以上、議案第34号から37号までの詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、提出いたしました全議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第31号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、議案第31号 平成25年度本巢市一般会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明は、定例会議案の概要と一緒にとじ込んでございます表紙に平成25年度当初予算（案）説明資料と記載の資料に基づきさせていただきますので、当資料をごらんいただきますようお願いいたします。

それでは、当資料の2ページをお開き願います。

25年度の一般会計予算額につきましては154億2,000万円と前年度と比較し2億1,000万円、率にして1.3%の減となっておりますが、24年度に引き続き総額150億円を超える予算となっております。なお、国補正予算を活用し、24年度3月補正に前倒し計上した5億5,000万円余を加えたいわゆる15カ月予算で見ますと、159億7,000万円余となり、24年度当初予算額と比べ2.2%の増となっております。

ページ下の表には予算額が大きく前年度と比べ伸びが大きい主な事業を掲載してございまして、道路排水路などの基盤整備、本巢地域の防災行政無線のデジタル設備への更新、小・中学校の情報

機器整備や糸貫東幼稚園の建設等でございます。

では、4ページをお開き願います。

4ページ、5ページは、主な歳入について前年度との比較を示したものでございます。

市税につきましては、51億7,400万円余を計上し、前年度比1億円余、率にして2%の増となっております。増額の主な要因としましては、市民税について納税義務者数の増加や企業収益の回復等に伴い、9,100万円余の増が見込まれることによるものでございます。

地方交付税につきましては、39億3,000万円を計上し、前年度比3億円、率にして8.3%の増となっております。増額の要因としましては、説明欄記載の理由により、基準財政需要額は増加する一方で基準財政収入額は減となる見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、11億5,600万円余を計上し、前年度比1億円余、率にして8.1%の減となっております。内訳として、国庫負担金については、国の制度改革による児童手当負担金の皆増及び子ども手当負担金の皆減等により、前年度比1億1,000万円余の減となっており、国庫補助金については、事業量の増等による社会資本整備総合交付金や地籍整備推進調査費補助金の増額等により、前年度比930万円余の増となっております。

次に、5ページ 県支出金につきましては、7億8,200万円余を計上し、前年度比3,700万円余、率にして5%の増となっております。内訳として、県負担金については、サービス利用者の増等に伴う給付費の増加による障害者自立支援給付費負担金の増額等により、前年度比120万円余の増となっており、県補助金については、県アクションプランの終了に伴う福祉医療費補助金の補助率回復に伴う増額や、安全・安心で競争力のある農産物づくり推進を図るための元気な農業産地構造改革支援事業費補助金の大幅な増額などにより、前年度比2,700万円余の増となっております。

また、繰入金につきましては、地域振興基金等からの繰入金を合わせまして、前年度比8,200万円余、率にして10.1%減の7億3,700万円余を計上しております。

市債につきましては、17億2,600万円余を計上しておりますが、事業量の減等による合併特例債の大幅な減額などにより、前年度比4億6,300万円余、率にして21.2%の大幅な減となっております。

では、6ページをお開き願います。

ここからは、款別に新規及び主要な事業について、事業名、事業概要、予算額等を掲載してございますが、新規事業を中心に主な事業について御説明させていただきます。

まず、1. 議会費につきましては、1億5,400万円余を計上しておりますが、議員共済会負担金の率が下がることにより、前年度比300万円余、率にして2%の減となっております。

2. 総務費につきましては、16億1,700万円余を計上し、前年度比4,400万円余、率にして2.8%の増となっております。

一番上、合併10周年記念式典事業につきましては、平成26年2月に合併10周年を迎えることから、合併後の10年を振り返るDVDの作成や、26年2月1日に市民文化ホールにて記念式典を開催するものであり、280万円余を計上しております。

その2つ下、樽見鉄道補助金につきましては、樽見鉄道の経営基盤の安定化を図るため、引き続き沿線5市町が協調して支援を行うものであり、本市負担分の6,994万円を計上しております。

また、下から5つ目、地域活性化拠点整備基本構想策定事業につきましては、モレラ岐阜北側の市有地について、東海環状自動車道系貫インターチェンジの完成を見据え、この用地を活用した地域活性化のための基本構想を策定するものであり、400万円を計上しております。

また、下から2つ目、総合行政情報システム整備事業につきましては、現在使用しているC/S住民情報及び財務会計システムのサポートが終了することに伴い、より事務の効率化を図ることが可能となる総合行政情報システムを導入するもので、3,700万円余を計上しております。

次に、7ページ、3. 民生費でございます。

40億5,800万円余を計上し、前年度比7億6,500万円余、率にして15.9%の減となっております。

上から2つ目、中野会館整備事業につきましては、建築から50年が経過し老朽化が進んでおり、耐震診断の結果、建物全体に及ぶ補強工事が必要になったことから、整備工事を行うものであり、3,900万円余を計上しております。

また、表中ほど、地域見守りネットワーク事業につきましては、地域の見守り体制の強化を図るため、新聞配達店や郵便局、金融機関など、日々世帯への訪問を業として行っている事業所等の協力を得て、高齢者宅等の異常の早期発見と通報体制のネットワークを設けるもので、49万7,000円を計上しております。

また、一番下、子ども・子育て支援事業計画調査事業につきましては、平成27年度からの新たな支援事業計画の策定に向け、現行計画の実施状況の把握や、就学前児童及び小学生の保護者に対するアンケート調査とその結果分析等を行うものであり、350万円余を計上しております。

8ページをお開き願います。

4. 衛生費でございます。

19億8,300万円余を計上し、前年度比8,200万円余、率にして4.3%の増となっております。

上2つと4つ目の各種健診事業及び5つ目の予防接種事業につきましては、それぞれ所要額を計上の上、引き続き各世代の健康管理の充実を図っていくものでございます。

また、上から3つ目、未熟児訪問事業及び6つ目、養育医療助成事業につきましては、県からの移譲事務でございまして、新たに未熟児対策として訪問等による支援や、医療費の助成を行っていくもので、所要額を計上しております。

その下、生息生物実態調査事業につきましては、本市の豊かな自然環境の実態を現地調査等により把握の上、生息生物の保護・保全や住みやすい環境づくりの推進を図っていくものであり、25年度は調査報告等の検討費用として98万8,000円を計上しております。

続いて、9ページ、5. 農林水産業費でございます。

5億1,100万円余を計上し、前年度比9,300万円余、率にして22.2%の大幅な増となっております。

上2つの事業につきましては、24年度に策定いたしました人・農地プランに基づく新規就農者に対する支援策であり、それぞれ所要額を計上しております。

また、その3つ下、元気な農業産地構造改革支援事業につきましては、農業者組織等が安全・安心で競争力のある農産物づくりを進めていくために必要な機械等を導入する経費に対し助成するもので、8,900万円余を計上しております。

その3つ下、うすずみ温泉周遊歩道整備事業につきましては、森林セラピーを目的としてうすずみ温泉を拠点に、周辺森林内に遊歩道を整備し、入り込み客の増加にもつなげていくもので、440万円余を計上しております。

また、その下にございますとおり、引き続き森林の育成・保全や林業振興の推進を図っていくため、間伐補助事業や林道整備事業等にそれぞれ所要額を計上しております。

次、10ページ、6. 商工費でございます。

2億7,500万円余を計上し、前年度比1,200万円余、率にして4.4%の減となっております。

上から2つ目、屋井工業団地誘致奨励金につきましては、屋井工業団地において昨年12月より操業を開始したハビックス株式会社に対し、固定資産税相当額を奨励金として交付するものであり、1,200万円余を計上しております。

またその下、魅力最大化誘客促進事業につきましては、本市の真の魅力を向上させ、より多くの方に来訪していただけるよう効果的な誘客スキームの構築や、観光施設サインの整備に向けた検討などを行うものであり、525万円を計上しております。

次に、7. 土木費でございます。

19億4,800万円余を計上し、前年度比1億3,700万円余、率にして7.6%の増となっております。

上3つの各事業につきましては、それぞれ所要額を計上の上、市民の皆様が安全で快適に歩行・通行できるよう、引き続き道路環境の整備を進めていくものでございます。

この中で、一番上の通学路改善対策事業につきましては、登下校時の児童の安全確保をより一層図っていくため、24年度予算の3.5倍の2,000万円余を計上し、歩道やカラー舗装等を進めていくこととしております。

また、西部連絡道路など主要道路の整備を行うため、それぞれ所要額を計上いたしますとともに、下から3つ目、用悪水路整備事業につきましては、24年度予算の1.5倍の2億2,300万円余を計上し、より積極的に事業を行い、排水能力の向上や生活環境の改善を図ることとしております。

なお、道路排水路等の整備予定箇所につきましては、新規課題事業の予算説明資料の後ろに4つの地区別にそれぞれ図面に記した資料を添付してございますので、また別途御確認いただきますようお願いいたします。

続いて、11ページ、一番上の大塚古墳公園改修計画策定事業につきましては、大塚古墳公園の改修計画を岐阜高専建築学科や自治会等と連携し、また住民ニーズ把握のため、住民ワークショップ等も開催しながら策定するもので、460万円余を計上しております。

次に、8. 消防費につきましては、9億2,700万円余を計上し、前年度比2億6,600万円余、率にして40.4%の大幅な増となっております。

上から2つ目、自主防災組織活性化補助事業につきましては、地域防災力の向上に向け、24年度



に引き続き自主防災組織における備蓄資機材の購入等、自主防災組織の活性化に資する事業に対し助成を行っていくもので、1,100万円余を計上しております。

その下、職員非常参集用メール配信整備事業につきましては、職員参集システムを導入し、災害等の緊急時に市職員の携帯メールアドレスへ情報を一斉送信することにより、職員の迅速な非常招集を図り、災害時の業務継続体制の整備を図るもので、55万7,000円を計上しております。

下から2つ目、防災行政無線整備事業につきましては、市内全域をデジタル波で統一し、安定した一元的な同報系無線の運用を行うため、本巢地域の既設アナログ設備のデジタル化を図るものであり、3億円余を計上しております。

次に、9.教育費でございます。

28億1,300万円余を計上し、前年度比3,800万円余、率にして1.4%の減となっております。

上から3つ目、小学校大規模改修事業につきましては、校舎・体育館の非構造部材の耐震化について24年度3月補正に計上した以外の残りの4小学校の工事に向けた設計等を含めまして6,300万円余を計上しております。

その下、小学校教室エアコン設置調査・設計事業につきましては、快適な学習環境の実現に向け、全小学校の教室へのエアコン設置を目指し、25年度は設置するエアコンの種別や概算費用等の調査・検討と、設計業務を行うもので1,600万円を計上しております。

なお、後に記載してございますが、中学校も同様に調査設計費用として500万円を計上しております。

では、12ページをお開き願います。

一番上、小学校情報機器整備事業につきましては、パソコン教室、職員室等に設置のパソコン等情報機器について、更新時期を迎える学校から順次、急速に進んだ情報化に対応できる機器に更新し、ICT教育の充実や、教職員の業務効率化を図っていくもので、25年度は本巢、外山両小学校の更新費用として4,700万円余を計上しております。

なお、中学校も同様に、本巢、糸貫両中学校における更新費用として5,900万円余を計上しております。

その下、小学校教材整備事業につきましては、児童の知識の幅を広げ、学習効果をより高めていくためのツールとして、既に導入をしております電子黒板と書画カメラを各小学校においてさらに増台いたしますとともに、教室等のブラウン管テレビを地上デジタルテレビに更新するもので、2,300万円余を計上しております。

なお、各中学校でも地上デジタルテレビへ更新することとし、更新費用として740万円余を計上しております。

その2つ下、小学校学級満足度調査事業につきましては、全児童を対象に心理検査を行い、客観的に学級の間人関係の実態を把握・分析の上、その結果を活用し、いじめの未然防止や不登校対策等を図るものであり、190万円余を計上しております。

なお、中学校でも同様に実施していくため、91万円を計上しております。

また、下から7つ目、糸貫東幼稚園建設事業につきましては、26年度のオープンに向け、工事請負費等で7億6,400万円余を計上しております。

なお、糸貫東幼稚園の設計概要と平面図、立面図につきましては、新規課題事業の説明資料の後ろに添付をしてございますので、また別途御確認いただきますようお願いいたします。

その2つ下、学力向上サポート事業につきましては、地域住民のボランティアによる学力向上サポーターを設置し、当サポーターがそれぞれ専門性を生かし、児童・生徒の学習支援を行うことによって学力向上等を図るなど、学校とボランティアの協働による地域の教育力の育成や生涯学習の振興を図るものであり、45万1,000円を計上しております。

13ページにまいりまして、上から2つ目、ふるさと学習浪漫プロジェクト事業につきましては、淡墨桜など本市の歴史的財産の存在を児童・生徒を含む多くの市民に伝えるため、語りべボランティアによる講座や、ふるさと学習用パンフレットの作成、現地見学会等を行うもので、210万円を計上しております。

その2つ下、地震断層観察館施設改修事業につきましては、体験館の映像装置の老朽化が進んでいるため、デジタル化を伴う機器の更新等を行うもので、3,000万円余を計上しております。

下から2つ目、ジョギング大会事業につきましては、24年度をもって終了いたしました大野橋駅伝競走にかわり、生涯スポーツ推進の一環として、新たに根尾地域を舞台にタイム測定を行わないジョギング大会を開催するもので、86万1,000円を計上しております。

最後に、10. 公債費につきましては、償還元金、利子合わせまして、前年度比2,200万円余、率にして2.1%減の10億5,400万円余を計上しております。

以上で、議案第31号 平成25年度本巣市一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

次に、議案第32号及び議案第33号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、議案第32号 平成25年度本巣市国民健康保険特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

まず最初に、予算書の1ページをごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億6,700万円で、前年度比5.8%の減、施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,000万円で、前年度比6.6%の減となっております。

それでは、予算の内容の主なものについて、事業勘定から御説明いたします。

初めに歳入ですが、事項別明細書の8ページをごらんください。

1款の国民健康保険税につきましては、議案第13号の本巣市国民健康保険税条例の一部改正による条例で御説明をいたしましたとおり、長引く景気低迷の中、被保険者への負担増を避けるため、平成25年度の医療給付費分の減税率を平成24年度と同じ税率としたことから、前年度比1.3%の減

となっております。

次に、9ページでございますけど、4款の国庫支出金につきましては、平成22年度以降、医療費の伸びも低いいため、前年度比9.9%の減としております。

続きまして、11ページの7款の県支出金でございますけど、県財政調整交付金で賄われており、補助率が100分の8から100分の6に変更されております。

次に、13ページでございますけれども、10款の繰入金の基金繰入金につきましては、先ほど申しましたが、保険税率を据え置きましたが、医療費の伸びも平成21年ごろ以降低いいため、他の歳入で財源が確保できたため、繰入金をしなかったものでございます。

続きまして、歳出でございますけど、18ページから20ページの2款の保険給付費につきましては、平成21年度以降、同じように医療費の低い伸びでございますので、総額で前年度比8.1%の減としております。

それでは、引き続き施設勘定について御説明をいたします。

初めに、歳入でございますけれども、事項別明細書の37、38ページをごらんください。

1款の診療収入につきましては、前年度比9.1%の減としております。

次に、39ページでございますけれども、4款の繰入金につきましては、根尾診療所の眼底カメラ用、医事用、診察用、薬の分包機専用パソコン機器の更新と、本巢診療所のレセプトコンピューターの機器の更新及びトイレの改修費用に充当するため、国民健康保険診療所基金から繰入金を計上しております。

続きまして、歳出でございますけど、42ページでございますけれども、1款の総務費におきまして、1目の一般管理費で本巢診療所のトイレが老朽化しておりますので、15節の工事請負費で改修工事費用として437万9,000円を計上しております。

次に、43ページの2款の医業費でございますけど、1目の医業用機械器具費、18節の備品購入費で、本巢診療所のレセプトコンピューターの機器の更新費用として252万を、根尾診療所の眼底カメラ用と医事用、診察用、薬の分包機専用パソコン機器の更新に当たって162万6,000円を計上しております。

続きまして、議案第33号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

まず最初に、予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,400万円で、前年度比2.1%の増となっております。

続きまして、予算の内容の主なものにつきましては、歳入では事項別明細書の6ページでございますけれども、1款の後期高齢者医療保険料は前年度比1.5%、それから歳出でございますけれども、9ページでございますけど、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比1.8%、それぞれ増額となっております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

次に、議案第34号から議案第37号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

議案第34号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案の概要中、予算説明資料51ページを見ていただければ幸いです。

予算書1ページをお開き願いたいと思います。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,600万円で、前年度比16.5%、4,900万円の増額でございます。

主に国庫補助事業償還元金の増額によるものでございます。

歳入について、御説明させていただきます。

7ページをお開き願いたいと思います。

2款1目給水使用料は3,280万円を計上し、前年度比150万円の減額でございます。

8ページの3款1目衛生費国庫補助金としまして1,183万円を計上し、遠隔監視システム整備事業及び緊急遮断弁整備事業の実施に伴う補助金を見込んでおります。

4款1目一般会計繰入金は2億3,000万円を計上し、前年度比1,000万円の増額でございます。償還元金の増額によるものでございます。

9ページの7款1目簡易水道債は5,700万円を計上し、前年度比3,360万円でございますが、新設改良費等の増額によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

10ページをお開き願いたいと思います。

1款1目一般管理費として773万7,000円を計上し、前年度比228万6,000円の増額でございます。職員1名分の人件費と消費税が主なものでございます。

同じく2項1目使用料徴収費として390万3,000円を計上し、給水使用料等の徴収事務に係る費用でございます。

11ページの2款1目新設改良費として8,984万9,000円を計上し、前年度比3,774万4,000円の増額でございます。樽見、日当簡易水道の統合事業、遠隔管理システム整備事業、緊急遮断弁整備事業、老朽管の更新事業等によるものでございます。

同じく2目維持修繕費は、6,964万5,000円を計上し、前年度比509万7,000円の減額でございます。6簡易水道施設の維持管理費で、主に修繕料の減額によるものでございます。

続きまして、12ページの3款公債費として、元金が1億2,548万5,000円、利子が4,412万円計上させていただきました。

なお、施工箇所につきましては、議案説明資料の最終ページから2枚目、右上ナンバー51資料でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第35号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。

予算説明資料は、49ページでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,000万円で、前年度比0.3%、200万円の増額でございます。

歳入について御説明させていただきます。

7ページをお開き願いたいと思います。

1款1目の農林水産業費分担金は1,160万1,000円を計上し、前年度比240万の減額でございます。11処理施設の分担金を見込んでおります。

2款1目農林水産業費使用料は1億5,399万9,000円を計上し、前年度比467万9,000円の増額でございます。同じく、11処理施設の使用料を見込んでおります。

8ページの3款1目一般会計繰入金は4億5,500万を計上し、前年度比700万円の増額でございます。下福島地区処理施設管理費及び償還元金の増額によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

10ページをお開き願いたいと思います。

1款1目一般管理費として4,345万2,000円を計上し、前年度比422万3,000円の減額でございます。職員3名分の人件費、使用料徴収に係る費用及び企業会計移行に向けての下水道管理システム更新委託料で、主にこの委託料の減額によるものでございます。

続きまして、11ページの2目下福島地区処理施設管理費から14ページの12目金原・鍋原地区処理施設管理費までは、11処理施設の維持管理費でございまして、2億6,055万6,000円を計上し、前年度比318万5,000円の増額でございます。主に下福島地区処理施設管理費の工事請負費の増額によるものでございます。

15ページの2款公債費として元金が2億2,489万1,000円、利子が9,559万7,000円計上させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第36号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

説明資料は、81ページでございます。

最初は1ページをお開き願いたいと思います。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,700万円で、前年度比20.4%、1億1,200万円の減額でございます。主に本巢地区の整備事業費の減額によるものでございます。

歳入について、御説明させていただきます。

8ページをお開き願いたいと思います。

1款1目の土木費分担金は2,150万1,000円を計上し、前年度比1,885万円の減額でございます。

2 処理施設の分担金を見込んでおります。

2 款 1 目土木費使用料は9,281万4,000円を計上し、前年度比284万3,000円の増額でございます。同じく 2 処理施設の使用料を見込んでおります。

続きまして、9 ページの 3 款 1 目下水道費国庫補助金としまして3,820万円を計上し、本巣地区処理施設整備事業に伴う社会資本整備総合交付金を見込んでおります。

5 款 1 目一般会計繰入金を 2 億3,000万円計上させていただきました。

10ページの 8 款 1 目の下水道債は4,440万円を計上し、前年度比4,850万円の減額でございますが、整備事業費の減額によるものでございまして、国庫補助金も同様でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

11ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 目一般管理費として4,428万8,000円を計上し、前年度比299万2,000円の増額でございます。職員 4 名分の人件費、使用料徴収に係る費用及び企業会計移行に向けての下水道管理システム更新委託料などで、主に職員給与費委託料の増額によるものでございます。

同じく 2 目根尾地区下水道事業費は4,460万6,000円を計上させていただきました。これは、根尾中央浄化センターの維持管理費でございます。

12ページの 3 日本巣地区下水道事業費につきましては、本巣地区処理施設管理費として6,437万5,000円、本巣地区処理施設整備費として 1 億1,584万6,000円を計上させていただきました。

なお、整備費につきましては、前年度比 1 億1,845万5,000円の減額でございますが、前年度より整備面積が少なくなったためでございます。

13ページの 2 款公債費として元金が 1 億1,439万9,000円、利子が4,827万2,000円計上させていただきました。

なお、施工箇所につきましては、議案説明資料の最終ページナンバー81資料でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第37号 平成25年度本巣市水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。予算説明資料は50ページでございます。

予算書 1 ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ 5 億3,100万円で、前年度比22.4%、9,700万円の増額でございます。これは、主に本巣文殊簡易水道が上水道へ移行したことにより、減価償却費が増額となったためでございます。

資本的収入及び支出につきましては、2 ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入が 3 億5,900万円で、前年度比9.3%、3,100万円の増額でございます。主に、配水設備の拡張、補助事業の実施に伴う企業債の増額によるものでございます。

資本的支出は 5 億1,500万円で、前年度比9.3%、4,400万円の増額でございます。主に建設改良費、企業債償還金の増額によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び

当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をさせていただきます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出について、御説明させていただきます。

主な収入は、給水収益と一般会計からの補助金でございますが、一般会計からの補助金は1億4,500万円で、前年度比1億500万円の増額でございます。これは、先ほど申し上げました減価償却費が増額となったためでございます。

主な支出は、施設の維持管理費、施設設備の減価償却費、人件費、企業債利息でございますが、減価償却費につきましては1億9,862万9,000円で、前年度比9,002万5,000円の増額でございます。

5ページの資本的収入及び支出については、主な収入は企業債と国庫補助金でございます。主な支出は、配水設備拡張費及び改良費、企業債償還元金でございます。配水管の新設、遠隔監視システムの整備、ブロック流量計の設置、老朽管の更新等でございます。

なお、施工箇所につきましては、議案説明資料の最終ページから5枚目の右上、ナンバー50資料の3枚でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

#### 日程第44 議員派遣について

議長（後藤壽太郎君）

それでは、日程第44、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により、議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### 散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

3月6日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後2時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員